

# 人が人肉を食べてはいけない理由

## －インド仏教の食倫理－

平岡 聡<sup>1)</sup>

### 0.序

食事は動物が生命を維持していく上で欠かすことのできない行為であり、人間もその例外ではない。ただし人間は文化を持つ動物であるから、そこには食に関する倫理が発生し、他の動物には見られない禁忌（タブー）が存在する。特にそれが宗教と結びつく時、そのタブーは長期に亘って人間の生活を規定することも少なくない。イスラム教が豚肉食を、またヒンドゥー教が牛肉食を禁じていることは有名であるし<sup>(1)</sup>、律法の宗教であるユダヤ教が詳細な食事のタブーを設けているのも多言を要しない。ではカニバリズム、すなわち人が人肉を食することは各宗教でどのように規定されているのであろうか。

仏教の場合、「不殺生」という戒律の制定から、肉食が禁止されていたという印象を多くの日本人は持っているようだが、実は肉食が禁止されるようになったのは、インド仏教史上後代のことであり、その当初は出家者も肉を食べていた。無論「不殺生」という戒律を遵守することが前提であるから、出家者自ら生物の命を奪うことはなかったが、しかし信者からの施食が生物の肉であった場合、出家者はそれを食していたのであり、この行為自体は何ら処罰の対象とはならなかったのである。仏教の開祖ブッダが亡くなったのもチュンダという信者が施した豚肉が原因であるとも言われている<sup>(2)</sup>。では人肉が供された場合はどうなるのか。ここでは、インド仏教におけるカニバリズムの問題を中心に、インド仏教における食の倫理の問題を探っていくことにしよう。

### 1.考察の前に

実際の考察に入る前に、インド仏教史を概観し、扱う文献とその言語について簡単に説明しておかなければならない。

仏教の開祖ブッダの本名はガウタマ・シッダールタ（Skt.: Gautama Siddhārtha/Pāli: Gotama Siddhattha）であり、今から約二千五百年前にインドで活躍した。文献によってその生存年代は若干上下するが、およそ紀元前五世紀前後と見られている。さてカピラヴァストゥという国の王子として生まれた彼は人生の様々な問題に悩み、二十九才にして出家した。修行の末、三十五才で真理に目覚めて悟りを開き、彼はブッダ（〔真理に〕目覚めた人）<sup>(3)</sup>となった。その後ブッダは四十五年間の伝道生活を経て、その生涯を閉じた時は八十才であった。ブッダの死後、弟子達が集まってブッダが説いた教え（経／経蔵）やブッダが制定した規則（律／律蔵）を編纂し、また少し遅れて出家者達はその経と律とに注釈を施した（論／論蔵）。仏教ではこの経・律・論を「三蔵」と呼び、仏教の典籍はすべてこの三つの範疇に分類される。

ブッダが亡くなっておよそ百年（資料によっては二百年）間、仏教教団は和合を保っていたが、戒律上の解釈が原因で教団はついに分裂し、まず上座部（戒律を文字通り厳格に遵守していくグループ）と大衆部（戒律の解釈に寛容なグループ）とに分裂し（根本分裂）、その後は分裂に分裂を重ね（枝末分裂）、最終的に十八乃至二十のグループ（これを「部派」と呼ぶ）に分かれてしまったので、この時代の仏教を部派仏教という呼称で呼び、それ以前の仏教を初期仏教（あるいは原始仏教）と呼ぶのが一般的である<sup>(4)</sup>。また紀元前後に大乘仏教という

1) 京都文教大学助教授

新たな運動が起こり、それ以前の仏教が出家者中心であったことを批判し、万人の成仏・救済を掲げたとされるが、大乘仏教の起源に関してはまだ謎が多く残っている<sup>(5)</sup>。

さて、これらの部派はそれぞれ独自の三蔵を有していたと考えられている。独自の三蔵と言っても、経と律とはブッダの言葉を濫觴とするから、各部派で根本的な相違が見られるわけではない。一方、論は経と律との注釈文献であるから、解釈の相違如何によっては大きな違いが存在することになる。また、十八乃至二十の部派が存在したとはいえ、そのすべての部派の三蔵が完全な形で残っているのではない。散逸してしまったものや、部分的にしか存在しないものもある。

インドに興った仏教はアジア全域に流布し、三蔵はその先々で自国語に翻訳されたが、その中でも質量両面で重要なのはチベット訳と漢訳とである。イスラム教徒のインド侵入により、サンスクリット語（インド古典標準語）等で伝承されたインド原典は多くが散逸してしまったが、その内容はTib.訳と漢訳からほぼ推察できる。またSkt.の方言に相当するパーリ（Pāli）語の三蔵はスリランカおよびタイやミャンマー（旧ビルマ）など南方系の仏教国で保存されており、最初期の仏教を知る上で第一資料となっている。本論で取り上げる文献は三蔵のうち律蔵が中心になるが、現存する資料はSkt.原典・Tib.訳・漢訳が揃っているものから、漢訳しか存在しないものまで様々である。

## 2. 律文献の諸相

### ①種類

では我々がここで取り扱う律蔵についてもう少し詳しく見ておこう。すでに指摘したように、十八乃至二十の部派によって伝持された文献が総て残っているわけではない。現存する律蔵の名称、それを伝持した部派、およびその言語は次の通りである。

#### 上座部系

- ①パーリ律……南方上座部（パーリのみ）
- ②『五分律』…化地部（漢訳のみ）
- ③『四分律』…法蔵部（漢訳のみ）

④『十誦律』…説一切有部（漢訳のみ）

⑤根本有部律<sup>(6)</sup>…説一切有部

（サンスクリット・チベット訳・漢訳）

Skt.名：Mūlasarvāstivādinaya

Tib.訳：'Dul ba gshi

漢訳：『根本説一切有部毘奈耶』

#### 大衆部系

⑥『摩訶僧祇律』…大衆部（漢訳のみ）

### ②形式

これらの律の基本的構造は同じである。つまり形式的には、(1)個人の行動に関する規則と、(2)教団運営のための規則から成っている。(1)は、たとえば「生物を殺してはならない（不殺生）」、「他人のものを盗んではいけない（不偷盗）」、「邪淫を犯してはならない（不邪淫）」、「嘘をついてはならない（不妄語）」、「酒を飲んではいけない（不飲酒）」などの規則で<sup>(7)</sup>、これは出家者が悟りを得るために自分の行動を律する規則である。これに対し、(2)は直接個人の悟りとは関係なく、教団という集団生活を円滑に営むための規則である。長年に亘ってインド仏教の戒律文献を研究してきた佐々木閑は、出家集団と俗世間との関係を踏まえて、律文献の有する二つの異なった性格を「律蔵は悟りのための指針となるべき部分と、社会との円滑な共存関係を維持する部分から成る。前者の場合、律は絶対不変の権威として出家者の生活を拘束するという性格を有するが、後者の場合は社会状況の変化に応じて律内容も変化する（要約）」と理解し、後者の場合、律規定は「僧団が社会の尊敬を失って乞食生活に支障が生じることのないように、その活動を規制することだったのではないだろうか。これはもちろん確証のあるアイデアではないが、律の中の多くの規定が、一般の人々からの非難をかすために制定されているという事実を重視するなら、そのように推測することも無理ではない」（下線：引用者）と指摘している<sup>(8)</sup>。詳しくは後ほど取り上げるが、この指摘はこれから取り上げる仏教の食倫理を考える上でも重要である。

### ③内容

次に律蔵の内容を簡単に説明しておこう。律蔵はその名の通り、戒律に関する文献を意味し、その内容は「～してはならない。～すれば…の罪となる」という条文のみが記されているという印象を受けるが、律蔵は条文からのみ成り立っているわけではなく、次のようなパターンが存在する。すなわち、まず最初に規則が制定されるに至った因縁譚が説かれる<sup>(9)</sup>。つまり、ある出家者が問題のある行動を起こし、それを別の出家者がブッダに告げる。それを受けてはじめてブッダは規則を制定するが、この規則の制定が条文に当たり、その条文の後に条文の注釈が付されるのが普通である。これを整理すると、「規則が制定されるに至った因縁譚→ブッダによる規則の制定→条文の注釈」となる。つまり仏教は最初から規則があってスタートしたのではなく、スタートしてから問題が生じた際に次々と規則が制定されていったのであり、最終的にその規則の数は、資料によって若干の相違はあるが、男性の出家者（比丘）の場合二百五十戒、女性の出家者（比丘尼）<sup>(10)</sup>の場合は三百四十八戒となったのである<sup>(11)</sup>。

### ④罪と罰

出家者が犯す罪も内容に応じて五種類あるいは七種類に分けられ、それぞれ罰則規定が異なる。藤田宏達の研究を参考に罪の種類を纏めてみよう<sup>(12)</sup>。

- ①波羅夷 (pārājika)<sup>(13)</sup> …この罪を犯せば教団より追放され、僧籍を剥奪される。最も重い罪。殺生・偷盗・邪淫・妄語・飲酒がこれに当たる。
- ②僧残 (saṅghāvaśeṣa) …この罪を犯した場合、比丘は六昼夜、比丘尼は半月間、二十人以上の比丘の前で告白懺悔し、謹慎生活をしなければならない。もし罪を隠蔽し自白しなければ、その隠蔽していた日数だけ僧衆とは別に生活し、それが終わってから二十人以上の比丘の前で告白懺悔し、謹慎生活をしなければならない。
- ③波逸堤 (pācittiya) …この罪を犯せば、三人の

比丘に対して懺悔しなければならない。

- ④波羅提提舍尼 (pratideśanīya) …一人に対して告白懺悔すべき罪で、波逸堤よりも軽罪である。
- ⑤突吉羅 (duṣkṛta) …「悪作」とも言う。戒律上では最も軽微な罪をさす。この罪を犯した時も懺悔が必要であるが、単に自分の心中で懺悔する場合と、他に向かって懺悔する場合とがある。これに偷蘭遮を加え、さらに⑤突吉羅 (=悪作) から悪説を独立させると七種類になる。
- ⑥偷蘭遮 (sthūlātīya) …波羅夷や僧残の未遂罪ならびにその予備罪をさし、罪の重さから言えば、波羅夷や僧残の次にくる重罪である。この罪を犯した者は僧衆全体に向かって、あるいは四人または一人に向かって懺悔しなければならない。
- ⑦悪説 (durbhāṣita) …戒律上では言葉による罪をさし、身体的行為による罪の「悪作」と区別される。このように、犯した罪の軽重によってその罰則も教団追放から心中の懺悔まで詳細に規定されているのである<sup>(14)</sup>。

## 3. 出家者と食の規定

### ①食に関する規則

では律蔵において、食に関するどのような規則が実際に制定されているのであろうか。すでに見たように、現存する律蔵は六種類あったが、個人の行動に関する規則は諸律の間に大きな相違は認められないので、今は現存の諸律中、最も古型を保っていると考えられているパーリ律の用例を紹介しよう。食に関する規則は波逸堤に関する罪の中で十項目に亘って説かれているが<sup>(15)</sup>、ここでは律研究の泰斗である平川彰の研究を参考にしながらその内容を逐一紹介し<sup>(16)</sup>、出家者と食の規定を見ていくことにする。最初の戒のみ、その因縁譚と戒の制定を紹介しよう。

#### 施一食処過受戒<sup>(17)</sup>

因縁譚：サーヴァッティーという国で、ある

組合の人々が出家者に食を供養する施食処を作った。六群比丘（いつも問題を起こす六人の悪比丘）はサーヴァッティーで托鉢したが食が得られず、偶然ここに来て美食の供養を得た。それ以降、味を占めた六群比丘は家々を托鉢して食を得るのを止めて、毎日その施食処に行つては食事の供養を受けた。そのために仏教以外の修行者は供養を受けることができなくなり、世間の非難を浴びるようになった。この様子を知ったブッダは戒を制定する（取意）。

戒の制定：無病の比丘は、施食処で一回の食を受けるべきであり、それを越えて食すれば波逸提となる。

この後、条文の注釈が続くが、ここでは省略する。このように、まず戒が制定されるに至った因縁譚が置かれ、次にブッダによる戒の制定、そしてその条文の注釈という順序で律の話は流れていく。以下、同様に因縁譚と戒の制定が説かれるが、紙面の都合上、戒の条文とその解説のみを記す<sup>(18)</sup>。

- ①施一食処過受戒…無病の比丘は、施食処で一回の食を受けるべきであり、それを越えて食すれば波逸提となる。

解説：因縁譚にもあるとおり、世間の非難を避けるため、また施食の不公平・不平等を回避するために制定された戒。

- ②別衆食戒…特別な場合を除き、四人以上の比丘が徒党を組んで信者から施食を受けてはならない。

解説：四人以上で集団儀礼を行えば、それは別個の教団と見なされ、したがって教団が分裂することになるので、組織維持のためには四人以上で行動することが警戒されたために制定された戒。

- ③展転食戒…特別な場合を除き、二箇所以上で食事の供養を受けてはならない。

解説：施主は比丘に満腹するまで食事をしてもらうことを望んで充分な食物を用意するから、比丘がすでに他処で食事をしてきたり、あるいはこれから別の場所ですら食事を受けるつもりで少ししか食

物を取らないと、比丘が満腹するまで食事をしないことに施主は不満を感じ、また用意した食物も残ってしまうから制定された戒。

- ④受二三鉢食戒…施食以外の土産用の餅や麥は二～三鉢まで貰ってもよいが、それは自分で食わずに教団内で分配すべきである。

解説：餅は客をもてなす特別食、また麥は旅行の糧食として特別食であるが、篤信の信者は、比丘が托鉢にすれば、そういう特別に準備したものでも布施しようという気持ちを起こすから、特別食は受ける比丘の側で節度をもって受けるために制定された戒。

- ⑤足食戒…足食（施食に満足）すれば、その日はそれ以上食べてはいけない。

解説：ある施主の施食が美味しくなかった場合、そこでは少しだけ食べておいて、他の施主から食物を貰って食べたりすると、それを聞いた最初の施主は不快に思うから、それを回避するために制定された戒。

ただし、これには残食法という便法がある。足食した後に信者から食物が施された時、足食戒を遵守するためにそれを捨ててしまえば、信者の布施が無駄になり、信者が布施の功德を積む妨げとなる。このような場合はその施食を受け取り、僧団に持ち帰って、食事が済んでいない比丘に分け与える。これを残食法と言う。

- ⑥勸足食戒…足食戒を破るようにしむけてはならない。

解説：足食した比丘に残食法をなしていない食を、そのことを隠して勧め、食べた後にそのことを明らかにして、波逸提を犯したと辱めることを避けるために制定された戒。

- ⑦非時食戒…正午過ぎより翌日の日出まで食事をしてはならない。

解説：ただし、正午過ぎでも果実のジュースなどは飲んでもよかった<sup>(19)</sup>。禁欲生活

をし、また激しい肉体労働をすることのない出家者にとって、毎日三度の食事は栄養の取り過ぎであり、したがって健康に配慮すべく制定された戒<sup>(20)</sup>。

- ⑧食残宿食戒…食べ残しを翌日のために取っておいてはいけない。

解説：食べ残しを取っておけば、翌日托鉢に出掛けなくて済むという怠慢な気持ちを捨てさせ、ものに対する執着を打破する目的で制定された戒。

- ⑨索美食戒…病気以外の時は、栄養のある食を要求して食べてはいけない。

解説：求めないのに美食が施される場合は食してもよい。ただし、病気の際は栄養を取る必要があるので、特例として美食(肉食)を求めて食してもよい。

- ⑩不受食戒…他者から与えられないものを食してはならない。

解説：食は必ず他者から与えられたものを食すべきで、たとえそれが所有者のない木であっても、そこに熟している果実を取って食べたり、落ちて実を拾って食べたりしてはいけない。祠に供えられた供物を比丘が食べ、それを世間の人々が非難したために制定された戒。ただし水と楊枝は例外。

十項目に亘って食に関する規定を概観してきたが、これらはすべて「食の量」や「食の回数」を問題としており、「何を食べるべきか／食べてはいけないか」という食物そのものに関してはまったく問題視されていない点が重要である。つまり、病気の時を除いて、何を食べるかという「食事の内容(what)」よりも、どのように食べるかという「食事の仕方(how)」が問題になっているのである。またここで注意しておきたいのは、世人の非難と施主への細やかな心配りが戒制定の動機になっている点であるが、これに関しては後ほど取り上げる。

## ②三種の淨肉

ではインド仏教において「何を食べるか」がまったく問題になっていないかということ、そう

ではない。特に肉食の問題に焦点を絞ってこの問題を考察してみよう。すでに見たように、施主が施すものであれば、比丘は基本的に何を食べても戒に抵触することはなかったが、肉食に関しては若干の規制が設けられていた。それが「三種の淨肉」という考え方である。これもパーリ律の記述を手がかりにその内容を紹介しよう<sup>(21)</sup>。

ジャイナ教徒であったシーハ將軍は仏教に改宗してブッダを食事に招待し、肉料理を供養した。それを知ったジャイナ教徒達は人通りの多い所で泣きながら叫んだ。「今、シーハ將軍は大きな家畜を殺してブッダに施食した。ブッダはそれが自分のために殺されたことを知りながら食べたぞ」と。こう非難されたブッダは弟子達に告げられた。「弟子達よ、自分のために殺された肉であると知りながら肉を食べてはならない。もしも食べれば突吉羅となる。自分のために殺されるところを見ていない、自分のために殺されたと聞いていない、またその疑いもない三種清淨の肉と魚であれば食べてもよい」(取意)

これも世間の非難をかわず目的で制定されている<sup>(22)</sup>。しかし、たとえ食べたとしても、突吉羅罪であるから最も軽罪であり、心中で後悔すれば済む程度の罪でしかない。日本で「肉食妻帯」といえば「なまぐさ」の代名詞となっているが、少なくとも肉食はインド仏教で「なまぐさ」とは言えないのである。それは初期仏教の中でも古層の經典に属する『スッタニパータ』を見れば明らかである<sup>(23)</sup>。

生物を殺すこと、打ち、切断し、縛ること、盗むこと、嘘をつくこと、詐欺、騙すこと、誤った学習すること、他人の妻に親近すること、これが「なまぐさ」である。肉食が「なまぐさ」なのではない。

以下、様々な悪業と比較して肉食が<なまぐさ>ではないことが詳細に説かれるが、ともかく肉食はインド仏教の初期の段階から禁止されていたのではないことは明らかであり、世間の目を意識して「三種の淨肉」の觀念が生まれたにすぎず、不淨な肉を食べたとしても突吉羅と

いう微罪でしかない。

### ③肉食のタブー

では、どのような肉でも「三種の浄肉」であれば食して問題ないかということ、若干の例外が存在する。すなわち、人肉・象肉・馬肉・蛇肉・犬肉・獅子肉（および虎・豹・熊・ハイエナの肉）は食べてはいけないことになっている。人肉は本論の主題でもあるので、この後詳細に検討を加えることにし、ここではその他の肉を食べることがなぜ禁止にされるのか、下田正弘の研究に依りながら<sup>(24)</sup>、パーリ律の用例を手がかりに<sup>(25)</sup>、その理由を見てみよう。

#### ①象肉

その時、王の象が死んだ。飢饉であったため、人々は象肉を食べ、托鉢に出掛けた比丘に象肉を与えたので、比丘は象肉を食べた。人々は怒り、憤り、罵った。「どうしてブッダの弟子達は象肉を食べるのだ。象は王の右腕的存在だ。もしも王が知ったなら悲しむだろう」と。これを知ってブッダは戒を制定した。「比丘達よ、象肉を食べてはならない。食べれば突吉羅である」

#### ②馬肉

その時、王の馬が死んだ。飢饉であったため、人々は馬肉を食べ、托鉢に出掛けた比丘に馬肉を与えたので、比丘は馬肉を食べた。人々は怒り、憤り、罵った。「どうしてブッダの弟子達は馬肉を食べるのだ。馬は王の右腕的存在だ。もしも王が知ったなら悲しむだろう」と。これを知ってブッダは戒を制定した。「比丘達よ、馬肉を食べてはならない。食べれば突吉羅である」

#### ③犬肉

その時、飢饉であったため、人々は犬肉を食べ、托鉢に出掛けた比丘に犬肉を与えたので、比丘は犬肉を食べた。人々は怒り、憤り、罵った。「どうしてブッダの弟子達は犬肉を食べるのだ。犬は忌まわしくておぞましい」と。これを知ってブッダは戒を制定した。「比丘達よ、犬肉を食べてはならない。食べれば突吉羅である」

#### ④蛇肉

その時、飢饉であったため、人々は蛇肉を食べ、托鉢に出掛けた比丘に蛇肉を与えたので、比丘は蛇肉を食べた。人々は怒り、憤り、罵った。「どうしてブッダの弟子達は蛇肉を食べるのだ。犬は厭うべきで、嫌なものである」と。またスパッサ龍王がブッダのもとに現れ、進言した。「龍でも信心がなく、浄信なきものがいて、些細なことで比丘達を害するかもしれません。どうか蛇肉を食べささないで下さい」と。これを知ってブッダは戒を制定した。「比丘達よ、犬肉を食べてはならない。食べれば突吉羅である」

#### ⑤獅子肉

その時、獵師達は獅子を殺して肉を食い、托鉢に出掛けた比丘に獅子肉を与えたので、比丘は獅子肉を食べて林中に留まっていた。すると別の獅子が殺された獅子肉の臭いに誘われて比丘を襲った。これを知ってブッダは戒を制定した。「比丘達よ、獅子肉を食べてはならない。食べれば突吉羅である」（以下、虎・豹・熊・ハイエナも内容は同じ）

禁止の理由は大きく四つに分けられよう。まず象と馬とは古代インドにおいて戦争時の重要な乗り物であり、王にとってはまさに頼れる右腕的な存在であったと考えられる。その象と馬の肉を食することは王の怒りに触れるということで世間から非難されたことが禁止の理由だ<sup>(26)</sup>。次に犬肉であるが、パーリ律では「忌まわしくておぞましい犬肉を食べた」という世人の非難が戒制定の理由になっている。パーリ律はこれ以上説明しないが、『十誦律』では犬肉が蔑まれる階級の人が食べるものであり、高貴な人には嫌われる行為であるとの理由で禁止されている。以上、象肉・馬肉・犬肉は「世人の非難」が理由で禁止されたという点で共通する。

さて次に蛇肉であるが、これはナーガ信仰に配慮した結果ではないかと下田正弘は指摘する<sup>(27)</sup>。つまりサンスクリット語の「ナーガ(nāga)」は一般に「龍」と漢訳されるが、この語は「蛇（特にコブラ）」をも意味し、「龍」との境界が曖昧である。またこの語は動物としての蛇の

他に半ば神格化された蛇の神をも意味するし、また蛇をトーテムとする非アーリヤ系の部族と見る研究者もいる。つまり、本来ナーガは蛇を意味するが、それが神格化されると龍神となり、またその龍神を信仰する氏族をも意味するに至ったと考えられるのである<sup>(28)</sup>。そしてこのナーガ信仰は仏教に取り入れられて守護神的存在を賦与されることになるが、このような経緯を踏まえて、蛇肉を食べることが禁止されるに至ったと考えられるのである。最後に、獅子肉等を食べることを禁止するのは、身の危険を案じてのことであることは言うまでもない。

ここでも、肉食禁止の理由は「世間の人々が非難するから」といった外発的（社会的）要請として理解すべきで、「悟りの妨げとなるから」という内発的（倫理的）要請ではないことが分かる。また、それらの肉を食したところで、その罪は最も軽罪の突吉羅であることを考えれば、少なくとも初期のインド仏教においては、どんな肉を食べても、直接悟りの妨げにはならないと考えられていたと推論できる。つまり「悟り」という観点からすれば、「何を食べるか」よりはむしろ「如何に食べるか」という食べ方の方が重要な意味を持っていると言えよう。施されたものなら量の多少や質の優劣に関わらず有り難く頂戴し、それで満足して静かに修行する出家者の方が、腹が減ればむやみに食を要求し、朝から晩までのべつ幕なしに食事を貪っては寝転がっている出家者よりも悟りに近いのは容易に想像できる。

#### ④病気に効く食

これまで禁止される食物に関して考察を進めてきたが、では逆に推奨される食物、あるいは特別に取ることが許される食物はあるのか。インド仏教における食の倫理を明らかにするには、人肉食の考察に入る前に、この点を明らかにしておく必要がある。特別な食物を取ることが推奨されるのは病気の時である。すでに素美食戒のところで説明したように、病気の時に限って美食（肉食）を要求して食してもよく、律蔵は様々な病気に応じてその病気に聞く食物

を説明しているが、ここでは精神病に罹った時に許される食物の記述を見てみよう。用例はパーリ律からである<sup>(29)</sup>。

ある時、一人の比丘が精神病に罹った。別の比丘が彼を看病したが、病を癒すことはできなかった。彼は豚の屠殺場に行って生肉を食べ生血を飲むと、彼の精神病は治った。これを知ったブッダは言った。「比丘達よ、精神病の時には生肉を食べ生血を飲むことを許そう」と（取意）。

このように精神病に罹った時は生肉を食べ生血を飲むことが許されているが、しかしこれは病気を治すのに有効であるだけで、これを食べれば「悟ることができる」というように、修行にプラスに働く食物は存在しない。つまり、禁止されるにせよ許されるにせよ、食物自体に正負の価値づけがなされることはないという点が重要であり、これはキリスト教の「聖体（聖餐）」と対照的である。キリスト教では神の恩寵に授かるための秘蹟が七つあるが、その中に「聖体（聖餐）」という儀礼が存在する。この儀礼はキリストの肉と血とをパンと葡萄酒とに象徴させ、これを食べることによって、すなわち体内に取り込むことによって、神との合一を計ることを意図している<sup>(30)</sup>。これは特定の食物（この場合はパンと葡萄酒）に正の価値づけをし、「何を食べるか」が重要になっている点が仏教と対蹠的である。

最後に、仏教において「何を食べるか」が問題にされない用例、換言すれば「施食は何でも有り難く頂戴する」ことを説く用例を二つ紹介しておく。まずはブッダの高弟カーシャバの食事に纏わるエピソードである<sup>(31)</sup>。

癩病に罹って体中が膿んでいた町の洗濯婦が物乞いして辺りを彷徨っていた。カーシャバは彼女に近づくと、彼女は乞食で手に入れた重湯を彼に布施しようと考えた。彼女の心中を察したカーシャバは彼女に鉢を差し出した。

「御婦人よ、もしもあなたに残飯があれば、この鉢に入れて頂けないか」と。

すると彼女は心を魅了されて鉢に重湯を注

いだが、その時、鉢の中に蠅が入ってしまった。彼女はそれを取り除こうとして、その重湯の中に自分の膿だらけの指を入れてしまったのである。彼女は考えた。

<聖者は私の心を傷つけないように、私の布施した重湯を捨てるようなことはなさらないにしても、お食べになることはないでしょう>と。

その時、カーシャバは彼女の心中を察すると、彼女に見えるように、それをべろりと食べてしまった。彼女は考えた。

<確かに聖者は私の心を傷つけないようにお食べになったが、その食物だけで十分な食事をされたとは思われないでしょう>と。

同志マハーカーシャバは彼女の心中を察して彼女に言った。

「御婦人よ、喜びなさい。私はあなたの施食で一昼夜を過ごせるよ」と。

<聖者マハーカーシャバは私の食物を受け取って下さった>という非常に大きな喜びが彼女に生じた。

もう一つは、すでに紹介したブッダ臨終の場面である。豚肉か茸かの議論はさておき、少なくともチュンダの布施した食物が原因でブッダは下痢をしたのであるから、その食物は腐っていたに違いない。そのような食物を食べたことが原因で、自らの命が消えようとする直前であっても、ブッダはチュンダに心憎い気配りを見せる。下痢で苦しむブッダは愛弟子のアーナンダにこう告げる。

「誰かがチュンダに後悔の念を起こさせるかもしれない。『お前の施食によってブッダは亡くなったのだ。お前には功德がない』と言って。アーナンダよ、チュンダの後悔の念は、こう言って取り除くのだ。『ブッダは最後の施食を食べてお亡くなりになったのだから、お前には大きな功德があるのだよ』とな。こう言って彼の後悔を取り除いてやりなさい」(取意)<sup>(32)</sup>

健康という観点から見れば、町の洗濯婦やチュンダの施食は忌避されるべきものであるが、しかしこれらの説話は、食品自体に正負の価値づけをしない仏教の理念を余すところなく

伝承しているとは言えないだろうか。また、カーシャバやブッダの態度は、すでに見た「食に関する規定」の制定動機と軌を一にし、施主に対する細やかな気配りが見て取れよう。

#### 4. 人肉食はなぜ禁止されたのか

では人肉を食べることに関して、律蔵はどのような態度をとるのであるだろうか。さすがに人肉を食べるとなれば、もっと重罪が課せられるのではないか、またその禁止の理由も今までの肉食とは違っているのではないか、などの推測が成り立つが、では次に出家者と人肉食の問題を検討してみよう。人肉食禁止の話は現存の律蔵すべてに見られる。因縁譚に関しては基本的に各律とも同じであるが、禁止の理由に関しては若干の相違が見られる<sup>(33)</sup>。

##### ① パーリ律<sup>(34)</sup>

バーラーナシーの町には敬虔な仏教信者のスッピーヤとスッピーヤ夫婦が住んでいた。その時、一人の比丘は吐下剤を服用し衰弱していたので、肉を必要としていた。妻のスッピーヤはその比丘のために肉を手に入れようとしたが、あいにくその日は殺生が禁止されている日であったため、肉を買うことはできなかった。そこで彼女は病気の比丘のために鋭利な刃物で自分の腿の肉を切り落とし、その比丘に与えた。しかし彼女はそれが原因で病気になる寝込んでしまった。事情を知った夫のスッピーヤは彼女の所行を讃歎し、ブッダと僧団とを自宅に招待して食事を供養した。病気であったスッピーヤはブッダの姿を拝見したことにより、その傷はすっかり癒え、皮膚と体毛とは元通りになった。その傷を不審に思ったブッダは比丘達を問い質し、事の次第を知ると、その比丘が肉の種類を確かめずに食べたことを叱責し、規則を制定した。「そのような行為は信仰のない者に信仰心を起こさせる役には立たない。信心深い人は自分の肉でも喜捨してしまうものだ。もしも人肉と知って食べれば偷蘭遮罪である。知らないで食べた場合は突吉羅罪である」



②『五分律』<sup>(35)</sup>

シュラーヴァステイーの国にはスッピーヤーという敬虔な仏教信者が住んでいた。その時、一人の比丘が吐下剤を服用し衰弱していたので、肉を必要としていた。それを見た彼女は翌日に肉を布施することを約束した。ところが当日は王の命令により殺生が禁止されていたので、肉を購入できなかった。彼女は鋭利な刃物で腿の裏の肉を切り取り、煮物にして比丘に布施したので、比丘の病は癒えたが、逆に彼女は病気になった。それを知った夫は妻が余命幾ばくもないことを案じ、彼女が死ぬ前にブッダと僧団とを自宅に招待して食事を供養した。病気であったスッピーヤーは自宅を訪れたブッダの姿を見るやすっかり傷は癒え、肉も元通りになった。不審に思ったブッダは比丘に問い質し、事の真相を知って規則を制定した。「これから人肉と知らずに食べれば突吉羅罪である。知って食べれば偷蘭遮罪である」

③『四分律』<sup>(36)</sup>

バーラーナシーの町には敬虔な仏教信者のスッピーヤーが住んでいた。その時、一人の比丘は吐下剤を服用し、肉を必要としていた。スッピーヤーはその比丘のために肉を布施することを約束したが、あいにくその日は殺生が禁止されており、肉が手に入らなかった。肉を食べなければ彼は死んでしまうと案じた彼女は鋭利な刃物で腿の裏の肉を切り取り、煮物にして比丘に布施したので、比丘の病は癒えたが、逆に彼女は病気になった。それを知った夫は妻が余命幾ばくもないことを案じ、彼女が死ぬ前にブッダと僧団とを自宅に招待して食事を供養した。スッピーヤーの姿が見えない理由を知っていたブッダは彼女を呼んでくるよう夫に命じた。彼が呼びに行くと、妻は「ブッダが私を呼んでおられる」と考えて直ちに起きあがるや、彼女の傷はすっかり癒えていた。ブッダはその比丘を叱責し、規則を制定した。「これから人肉を食べれば偷蘭遮罪である。これ以外にも、相応しくない肉を食べれば突吉羅罪である」

④『十誦律』<sup>(37)</sup>

バーラーナシーの町には敬虔な仏教信者で大金持ちのマハーセーナが住んでいた。その時、ある比丘は下剤を服用し、肉を必要としていた。彼女はその比丘に肉を布施しようとしたが、当日は王の命令により殺生が禁止されていたので、肉を購入できなかった。比丘の身を案じた彼女は鋭利な刃物で自分の腿肉を割き、熟煮して比丘に与えた。何の肉か知らずに食べた彼は病が治癒したが、彼女は病気になってしまった。それを知った夫は怒り、ブッダのもとを訪れたが、ブッダの大慈力により彼の怒りは鎮まり、ブッダと僧団とを自宅に招待して食事を供養することを進言した。マハーセーナの姿が見えない理由を知っていたブッダは彼女を呼んでくるよう夫に命じた。夫が呼びに行くと、妻はブッダに呼ばれたことに感激し、傷はすっかり癒えてしまった。ブッダはその比丘を叱責し、規則を制定した。「今日から人肉・人脂・人血を食べれば偷蘭遮罪である。ただし人骨は食べてもよい。また肉を求める場合は、それが何の肉であるか尋ねなさい。尋ねなければ突吉羅罪である」

⑤根本有部律<sup>(38)</sup>

バーラーナシーの町には敬虔な仏教信者で大金持ちのマハーセーナとマハーセーナ夫婦が住んでいた。夫のマハーセーナがブッダのもとに詣でた時、ある比丘が重病に罹っているのを見た。医者に聞けば肉のスープが効くと言う。家に帰って妻のマハーセーナに肉のスープを布施するように命じた。彼女は使用人に肉を買いに遣るが、その日は王子が誕生したため殺生は禁止され、肉が手に入らなかった。このままでは比丘が死んでしまうと考えた彼女は鋭利な刃物で自分の腿肉を割き、細かく切って肉のスープを拵え比丘に布施したので、比丘の病は癒えた。これを知ったブッダは規則を制定した。「人肉を食べることは世間の人が最も嫌うことであり、諸肉のなかでも人肉は最も臭穢である。もしも人肉を食べれば偷蘭遮罪である」

⑥『摩訶僧祇律』<sup>(39)</sup>

シュラーヴァステীরの国には敬虔な仏教信者のスッピーヤとスッピーヤ夫婦が住んでいた。その時、ある比丘は下剤を服用し、肉を必要としていた。スッピーヤはその比丘のために肉を購入しようとしたが、その日はたまたま齋日（物忌の日）であったため、肉は手に入らなかった。そこで彼女は鋭利な刃物で腿肉を割き、肉を油で洗淨してから調理し、その比丘に与えた。仕事から帰った夫は妻が傷を負って臥せているのを見ると理由を尋ねた。妻が事情を話して傷口を夫に見せると、夫は気絶して倒れてしまう。鬼神の知らせで事態を知ったその比丘は神通力でその妻の傷を癒した。後にこのことを知った世人は嫌悪感を抱いて言った。「ブツダの弟子は人肉を食べたぞ」と。これを知らされたブツダはその比丘を呼んで言った。「人肉を食べてはいけない」<sup>(40)</sup>

以上。見てきたように、どれも同じ話を下敷きに各部派の微妙な潤色が施されているのが分かる。ではこれを纏めてみよう。

## ①パーリ律…腿肉の料理（ブツダを見たことで傷は平癒）

禁止理由：信なき人に信を起こさせない  
（罪：偷蘭遮／突吉羅）

## ②『五分律』…腿裏肉の煮物（ブツダを見たことで傷は平癒）

禁止理由：不明（罪：偷蘭遮／突吉羅）

## ③『四分律』…腿裏肉の煮物（ブツダに呼ばれたことで傷は平癒）

禁止理由：不明（罪：偷蘭遮）

## ④『十誦律』…腿肉の熟煮（ブツダに呼ばれたことで傷は平癒）

禁止理由：不明（罪：偷蘭遮／突吉羅）

※人骨食は無罪

⑤根本有部律…肉羹〔腿肉を細かに切って煮る〕  
（傷の平癒には言及しない）

禁止理由：世人が嫌悪感を抱いた  
（罪：偷蘭遮）

⑥『摩訶僧祇律』…腿肉を油で淨洗し調理  
（比丘の神力で傷は平癒）

禁止理由：世間の非難（罪は不明）

※黄病…人血／禁止理由：世間の非難  
（罪は不明）

料理の仕方に微妙な違いは存在するが、布施した部位が腿肉である点で各資料は一致している。また最後の『摩訶僧祇律』を除き、人肉と知らずに食べた場合は最も軽罪の突吉羅、また知っていながら食べた場合は偷蘭遮である。この「偷蘭遮」が人肉を食べた場合の罪として重いか軽いかを判断するのは難しいが、しかしこの比丘のように、知らずに食べた時の罪は、ほとんどの律が突吉羅としているのは注目してよい。さらに注目すべきは、その禁止の理由である。『五分律』、『四分律』、『十誦律』はその禁止理由を明らかにしないが、その他の律では、世間の非難を回避する目的で禁止されている。つまり、人肉を食することを禁止する理由は、内発的（倫理的）要請ではなく、外発的（社会的）要請なのである。布施として頂いた人肉を食すること自体は、他の肉と同様に病を治す役に立っているし、修行そのものの妨げになってはいない。あくまで世間の非難をかわすことが目的なのである。

ではなぜそれほどまでに世間の目を意識する必要があったのか。すでに佐々木の指摘を紹介したが、当時の出家者教団は生産活動に一切関わらず、したがって物質的援助はすべて在家信者に依存していたのであるから、在家信者の機嫌を損ねると、衣食住に亘って様々な物資の提供を断たれる恐れがある。また、比丘の所行が原因で仏教徒以外の世人から仏教在家信者が非難されることも、間接的に教団の経済的基盤を脅かしたに違いない<sup>(41)</sup>。このような理由で、一度は世俗から離れて出家した比丘も、まったく世俗を無視しては生活できなかった当時の様子が、人肉食禁止という戒の制定からも垣間見られる。律の規則のうち、悟りのための指針となるべき部分は絶対不変の權威として出家者の生活を拘束し、そう簡単に変更されることはなかったが、社会との円滑な共存関係を維持し、僧団が社会の尊敬を失って乞食生活に支障が生じないようにする規則に関しては、フレキシブ

ルな対応がなされたものと考えられるのである。

## 5.まとめ

以上、インド仏教の食に関する倫理を様々な観点から考察してきた。そしてこの問題の輪郭をさらに明確にするには、極端な例である人肉食をインド仏教がどう考えているかを考察する必要があった。そこで律蔵中に見られる人肉食禁止の規則に焦点を当てながら、諸律の用例を手がかりに考察を進めてきた結果、明らかになったのは以下の四点である。

- (1)食に関するタブーは、内発的（倫理的）要請ではなく、外発的（社会的）要請に端を発している。
- (2)仏教においては、「何を食べるか（食物の種類）」ではなく、「どう食べるか（生活態度）」が重要な問題となっている。
- (3)修行という観点からは、食事自体に正負の価値づけがなされていない<sup>(42)</sup>。
- (4)食規定には、施主に対する出家者側の配慮・気配りが明確に意識されている。

一口にインド仏教と言っても、紀元前五世紀から始まって十三世紀に幕を閉じるまで千五百年以上もの歴史を有しており、食の倫理を巡っては、紀元前後に興起した大乘仏教の思想により、ようやく内発的（倫理的）要請で肉食は禁止されるに至る<sup>(43)</sup>。大乘仏教の理念の一つは誰もが悟りに至ることができるという万人成仏の思想であるが、その思想的裏づけになったのが如来蔵思想である。これは総ての生物の肉体に如来蔵（仏になる可能性・悟る可能性）が宿っているという思想であるから、その如来蔵が宿る肉体を食することは、人肉であれ他の肉であれ、倫理的に問題視されるようになったと考えられている。

一般に仏典と言えば、崇高な教理に埋め尽くされていると思われがちであるが、ここで取り上げた用例からも明らかなように、仏典は、人肉を食べ、生血を啜り、人骨を嚙る、当時の出家者の姿を如実に描き出していた。現在の我々の目に、これらの所行は極めて奇異に映るかも

しれないが、これが仏典を通して見たインド仏教の実像なのである。では、妻帯して外車を乗り回し、夜な夜な祇園に繰り出しては酒を飲み肉や魚を食らう日本の僧侶と、どちらが出家者の行いとして奇異であるのか。改めて問うてみなければならない問題であるが、ここでの主題とは関係ないので、これ以上は立ち入らないことにする。

## 文献

- 岩本 裕 (1980) 『仏教と女性（レグス文庫）』  
東京: 第三文明社。
- 下田正弘 (1997) 『涅槃経の研究：大乘経典の研究方  
法試論』東京: 春秋社。
- 佐々木閑 (1996) 「比丘になれない人々」『花園大学文学  
部研究紀要』28, 111-148。  
(1999) 『出家とはなにか』東京: 大蔵出版。  
(2000) 『インド仏教変移論：なぜ仏教は多様化  
したのか』東京: 大蔵出版。
- 田辺繁子 (1953) 『マヌの法典（岩波文庫）』  
東京: 岩波書店。
- 中村 元 (1980) 『ブッダ最後の旅：大パリニッバーナ経  
（岩波文庫）』東京: 岩波書店。  
(1984) 『ブッダのことは：スッタニパータ  
（岩波文庫）』東京: 岩波書店。
- 平岡 聡 (1996) 「町の洗濯婦による布施物語  
：『ディヴィヤ・アヴァダーナ』第7章  
和訳」『佛教学総合研究所紀要』  
3, 68-88。  
(2001) 「インド仏典に出没する龍（ナーガ）  
『アジア遊学』28, 東京: 勉誠出版, 14-22。  
(2002) 『説話の考古学：インド仏教説話に秘め  
られた思想』東京: 大蔵出版。
- 平川 彰 (1974) 『インド仏教史（上巻）』  
東京: 春秋社。  
(1994) 『二百五十戒の研究 III（平川彰著作集  
第16巻）』東京: 春秋社。
- 藤田宏達 (1976) 「原始仏教における悪の観念」  
仏教思想研究会編『仏教思想2：  
悪』京都: 平楽寺書店, 115-156。
- I. B. Horner (1930) *Women under Primitive Buddhism*, Lon-  
don.
- 略号  
大正: 『大正新脩大蔵経』高楠順次郎他編, 55 vols., 1924-  
1929, 東京: 大正一切経刊行会。  
Divy.: *Divyāvadāna: A Collection of Early Buddhist legends*,

ed. by E. B. Cowell and R. A. Neil, Amsterdam, 1970  
(First Edition: Cambridge, 1886).

Skt.: Sanskrit.

Sn: *Suttanipāpa*, ed. by Dines Andersen and Helmer Smith,  
London: Pali Text Society, 1965 (First Edition: 1913).

Tib.: Tibetan.

Vin.: *Vinayapiṭaka*, 5 vols, ed. by Hermann Oldenberg, Lon-  
don: Pali Text Society, 1964-1982 (First Edition: 1879-  
1883).

## 注

- (1) 『マヌ法典』には食事(可食と不可食)に関する規定が詳細に説かれている。田辺(1953:145-151)を参照。
- (2) ブッダの最後を描いた經典として有名であるパーリ語のMahāparinibbāna-suttanta(大般涅槃經)によれば、信者チュンダからブッダに布施されたのは、sūkara-maddavaであったという。言語的に見ると、sūkaraとは「豚」、maddavaは「柔軟・柔らかいこと」であるから、全体として「柔らかい豚肉」を意味しそうであるが、事態はそれほど単純ではない。注釈書でも「野豚の生肉」、「柔らかかな米飯」、「野豚の踏みにじるタケノコ」と様々な解釈が存在し、また漢訳は「梅檀耳」つまり「茸」と理解しているし、豚と茸の連想から「トリユフ」と理解する研究者までいる。なお、この語を巡る詳しい議論に関しては、中村(1980:259-262)の研究を参照されたい。
- (3) 「ブッダ」という名詞は本来普通名詞であるが、彼が最初に真理に目覚めたので、この語は固有名詞化され、一般に「ブッダ」と言えばガウタマ・シッダールタを意味する名詞としても機能することになる。
- (4) 初期仏教から部派仏教へと展開する詳しい経緯に関しては、平川(1974:104-173)を参照。
- (5) 日本仏教の源泉である大乘仏教の興起に関しては、従来より様々な仮説が立てられてきた。その研究史は下田(1997:5-55)が詳細かつ明快に紹介している。また最近では佐々木(2000)が従来とは違った視点からこの問題にアプローチしている。
- (6) ここでの根本有部律という名称は、Skt.原典・Tib.訳・漢訳の総称である。
- (7) これを「五戒」という。五戒は出家・在家に共通の戒であるが、出家者が五戒のうち不飲酒を除く四戒を犯せば、波羅夷罪という最も重い罪が課せられる。一方、在家者の場合は、五戒を犯しても出家者のように罰則が適用されるわけではない。
- (8) 佐々木(1996:111-112)。
- (9) 律蔵とえば、条文の列挙のみで無味乾燥の資料という印象があるが、実はこの因縁譚のおかげで、律蔵は説話の宝庫となっている。特に根本有部律は、その量から言えば、律文献というよりは、説話文献とさえ言える。そしてある時期、この豊富な説話に目を付けた出家者は、根本有部律から特徴的な説話を抜き出し、Divy.と呼ばれる説話集さえも編纂してしまったのである。詳しくは、平岡(2002)を参照。
- (10) 男性の出家者はSkt.: bhikṣu/Pāli: bhikkhu、女性の出家者はSkt.: bhikṣuṇī/Pāli: bhikkhūṇīと言ひ、インド語を漢字で音写して、比丘/比丘尼という語が誕生した。いずれも動詞「bhikṣ(乞う)」から派生した言葉であり、出家者とは本来「施物を乞う者」を意味する。
- (11) ブッダは最初、女性の出家を認めていなかったが、高弟アーナンダの働きかけにより、八つの条件を付して洪々女性の出家を認めた。しかしブッダは女性が出家することで世は順次乱れると考え、正法・像法・末法の思想が生まれたと言われている。そして、比丘尼の戒の数は比丘の四割近くも多くなっていることから、仏教が女性蔑視の宗教であると指摘する研究者もある。なお、仏教と女性の問題に関しては、岩本(1980)やHorner(1930)を参照せよ。
- (12) 藤田(1976:115-156)。
- (13) 以下、七つの罪のうち、「僧残」および「悪説」以外はインド語を漢字で音写したものであり、漢字には意味がない。
- (14) このように、滅罪法としては懺悔を基本とすることが分かる。これに関して藤田(1976:150)は、「懺悔というのは、paṭideseti(告白する)、deseti(示す)、paṭikaroti(償う)、patikamma(償うこと)というような原語であらわされるが、これは自己の罪を他人の前にさらけ出し、所定の償いをするを意味する。そうすることによって、再び罪を犯すまいと決心し、心を清浄にして安穩を得ることできるというのである。これは仏教の懺悔が単なる謝罪ではなく、心の清浄化を目的としたものであるを示している」と指摘する。
- (15) これは食事に関する条項が説かれている章(仏教ではこれを「品」という)なので、「食品(じきほん)」と呼んでいる。Vin. iv, 69-90.
- (16) 平川(1994:341-449)。
- (17) Vin. iv, 69-71.
- (18) 戒の条文には難解な律の専門用語等が頻出するが、ここではできるだけそのような単語の直訳を避け、一般の読者にもその内容が分かるように意

- 訳した。したがって、厳密なパーリ語の訳にはなっていないことを断っておく。
- (19) 佐々木 (1999: 139) は、律文献を手がかりに、古代インド仏教の出家者がどのような生活を送っていたかを平易な文章で解説しているが、それによれば、ジュースの他にも五種類の食品（純正バター・フレッシュバター・油・蜜・糖）に限っては飲食することが許されていたらしい。これらは本来、薬として摂取が認められていたものだが、やがておやつのように用いられることになり、正午を過ぎてから僧団に到着した比丘をもてなす時など、これらの食品が出されるようになったと指摘する。
- (20) 『摩訶僧祇律』（大正22, 359b）では「如来（＝ブツダ）は一日に一食しか食べないから、身体は軽便にして安楽に時を過ごすことができる。お前達も食事は一日一食にしなさい」という記述が見られる。
- (21) Vin. i, 237-238.
- (22) 「浄・不浄」の観念を極度に発展させたヒンドゥー文化が、この「三種の浄肉」に影響を与えたのではないかと、下田 (1997: 403-404) は指摘する。
- (23) Sn, 242. 以下、248偈まで、肉食が「なまぐさ」ではないことが説かれる。和訳に関しては中村 (1984: 54-55) を参照。
- (24) 下田 (1997: 388-419).
- (25) Vin. i, 218-220. 以下、訳はすべて取意。
- (26) 仏典で王の軍隊は「四支より編成された軍隊 (caturāṅgabalakāya)」と表現される。四支とは、象隊・馬隊・戦車隊・歩兵隊を意味するが、象と馬とはこの最初の二つを指し、軍隊の重要な支分を担っているのが分かる。
- (27) 下田 (1997: 398-399).
- (28) 仏典に登場するナーガに関しては、平岡 (2001: 14-22) を参照。
- (29) Vin. i, 202-203.
- (30) ただし、同じキリスト教でもカトリックとプロテスタントでは、聖餐の解釈に温度差があるようだ。カトリックはキリストの言葉に基づいて聖別されたパンと葡萄酒とが文字通りキリストの血肉と化すると信じられているが、プロテスタントでは、キリストの言葉を象徴的に解釈しているという。『哲学事典』(1971, 東京: 平凡社)「聖餐」の項参照。
- (31) 以下、物語の一部 (Divy. 82-83) を要約して紹介する。なお説話の完訳に関しては、平岡 (1996: 68-88) を参照。
- (32) 和訳は中村 (1980: 122-124) を参照のこと。
- (33) 以下、原典の訳はすべて取意である。
- (34) Vin. i, 216-218.
- (35) 大正22, 148b-c.
- (36) 大正22, 868c-869a.
- (37) 大正23, 185b-186c.
- (38) 大正24, 4a-c.
- (39) 大正22, 486a-c.
- (40) ここでは、人肉を食べることがどのような罪になるかを具体的に説いていない。
- (41) 出家者に関しても、同様の規制が設けられた。つまり、誰でも望めば出家できたのではなく、社会的に見て問題のある人は、出家自体が許されなかったのである。これも一般社会を無視しては生活できない当時の教団の便法と言えよう。詳しくは佐々木 (1996) に譲るが、このような事情を反映した説話も存在する。平岡 (2002: 263-273).
- (42) これは考えてみれば至極当然の帰結である。仏教は「苦からの解脱」を目指す宗教であり、その苦は四苦、すなわち生・老・病・死に代表されるが、このうち老・病・死の苦は、それぞれ若さ・健康・生命に対する執着から生じるとされる。とすれば、何かを食べて健康や延命を望むことは苦を増長させることになり、仏教の核となるアイデアと真っ向から対立することになる。したがってマイナスの状態（例えば病気）をゼロに戻すことはあっても、ゼロの状態をプラスにするような食事を積極的に摂ることは説かれない。
- (43) 下田 (1997: 407-419).